

## 第38回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成27年7月13日（月） 午後1時30分～午後4時00分
- 2 場 所 長野県庁 西庁舎1階 111号会議室
- 3 出席者  
（委 員） 竹内会長、岩井委員、織委員、松江委員、宮原委員  
（事務局） 福田課長、山崎企画幹、石山担当係長、永原主事、羽片主事、和田主事
- 4 議 題
  - （1） 意見聴取案件について
  - （2） 長野県個人情報保護条例の改正について
  - （3） 第三者からの自己情報開示請求への対応について
  - （4） その他
- 5 経 過
  - （1） 6月19日（金） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を送付
  - （2） 6月22日（月）～7月1日（水）  
郵送による意見聴取
  - （3） 7月1日（水） 審議結果を実施機関へ通知
  - （4） 7月7日（火） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
  - （5） 7月13日（月） 審議会の開催（別紙のとおり）
  - （6） 7月15日（水） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

(別紙)

会 長： これより、第 38 回個人情報保護運営審議会を開会します。  
審議の前に、案件の 1 番から 3 番までについて、既に審議をしておりますので、事務局から報告を求めます。

事務局： (説明 番号 1～3)

会 長： 次に、案件一覧表の番号 4 番から番号 42 番までの定型案件について事務局から説明を求めます。

事務局： (説明 番号 4～42)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委員： (意見なし)

会 長： 続いて、新規の一般案件の審議に入ります。案件一覧表の番号 43 番から番号 50 番までの案件について事務局から説明を求めます。

事務局： (説明 番号 43～50)

会 長： ただいまの案件について、委員の皆さんから御意見等がありますか。

委員： (意見なし)

会 長： 次に案件番号 51 番から 55 番について、こども・家庭課から説明を求めます。

こども・家庭課： (説明 番号 51～55)

会 長： ただいま説明があった 51 番から 55 番までの案件について、何か委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員： (意見なし)

会 長： 次に番号の 56 番から 58 番までと、63 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 56～58、63）

会 長： ただいま説明があった 56 番から 58 番、それから 63 番について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 次に番号の案件番号 59 番から 62 番までの案件について、心の支援課から説明を求めます。

心の支援課：（説明 番号 59～62）

会 長： ただいま説明があった 59 番から 62 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委 員： 児童本人と親権者を区別するというのは、児童が 6 歳とか 7 歳であっても、同じ発想で事務処理を進めていくということですか。

心の支援課： 6 歳であっても、ご本人から相談がくることもございますし、その親からも相談がくることもございます。

委 員： 児童本人に関する相談を保護者がする場合に、そこまで厳密に保護者と本人を区別する必要があるのかと思います、もし内部で、年齢で区別していたり、そういう発想があるのかどうか、確認のために聞いてみました。

心の支援課： 年齢で特に分けてはおりませんが、相談の内容によって、例えば我々の方から子ども本人に同意を得ているかは確認しておりませんので、低年齢で本人が言えないから、代わりに保護者が電話をかけているという場合も当然あり得ることと思います。

会 長： 特に厳密に分けるものではないが、そういうこともあり得るので、それも含めてということですね。

他に何か御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて、廃棄案件の審議に入ります。64番から74番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号64～74）

会 長： 登録簿廃棄の64番から74番について、委員の皆さんから御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 次に、本日提出がありました、追加案件一覧表の75番から78番についてこども・家庭課から説明を求めます。

こども・家庭課：（説明 番号75～78）

会 長： ただいま説明がありました75番から78番について、委員の皆さんから御質問や御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： よろしいですかね。

ただ、新たな事業を開始する時などは、必要なものは審議会に諮るように徹底していただくようお願いします。

事務局： 事務局としても、広報・周知に努めて参りたいと思います。

会 長： 以上で、通常の見聞聴取案件につきましては全て終了しました。今回の審議会では、特に問題があるという意見が付いたものはありませんでしたので、全件について適当と認めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：（承諾）

会 長： ありがとうございます。  
続きまして、長野県個人情報保護条例の改正について、事務局から報告があるということですので、説明を求めます。

事務局：（説明 長野県個人情報保護条例の改正について）

会 長： マイナンバー法の施行に伴う長野県個人情報保護条例の一部改正について説明がありましたが、委員の皆さんから何か御質問等がありますか。

委 員： 年金機構の個人情報大量流出事件などを見ると、第三者点検はあれでよかったのかなという思いがありまして、その後国の方からもっと厳しい情報漏えい対策をとるようといった動きはあるんですか。

事 務 局： それについては、早速、国の方から通知がありましたが、システムのネットワークの関係でしたので、情報政策課から全庁向けに通知されたところです。ただ、時間がない中でももう一度確認をするようにということで、当県の方でも、各所属の体制を確認するとともに、特定個人情報保護評価を所管している当課からもう一度、税務課および市町村課に、評価書の内容について確認するよう促していこうと考えているところでございます。

会 長： 他に何か、御質問はありますか。

委 員： 条例が対象とする個人情報が、マイナンバーを含む特定個人情報とマイナンバーを含まない従前の個人情報の2つに分かれますよね。収集目的以外の目的での利用制限とか、全部2本立てで、別々に取り扱うということですか。

事 務 局： 現在、法規の担当と調整を進めているところでございまして、当県の考え方としては、個人情報の中に特定個人情報が含まれる、つまり、特定個人情報も個人情報の一部であるという位置付けをしております。個人情報保護条例上特別な扱いが必要な事項については、特定個人情報について優先的にその規定が適用される形とし、それ以外の場合には通常の個人情報と同様に個人情報保護条例が適用されるといった形にしているところです。

委 員： 個人情報が特定個人情報に該当する場合にはこの条文を適用する、というような形ですか。

事務局： そういった形を想定しております。例えば、第5条で個人情報の目的外利用を定めていますが、特定個人情報においては第5条の適用を除外する規定、具体的には「特定記録情報を除く」という形にしまして、第5条の2で特定記録情報について定めるといった形を想定しているところでございます。

委員： 特定個人情報の流出や漏えいなどがあった場合に、罰則も変わってくるのでしょうか。

事務局： 基本的に行政機関個人情報保護法と番号法との関係になりますが、全て番号法の罰則の方が重い形になっております。かつ、行政機関個人情報保護法と当県の条例の関係ですが、こちらはほぼ同じ形の規定になっております。

委員： そうすると、漏えいするなりした情報が特定個人情報に該当する場合には、法令に従うということで、条例の罰則は適用にならないということですか。

事務局： はい。番号法が特別法でありますので、そちらの規定を優先的に用いるという形になるかと考えております。

委員： それは、法律と条例の優先順位で当然のことなので、特に改正でその点を盛り込むものではないということですか。

事務局： はい。そのように整理しておりますが、今一度確認をしたいと思います。

会長： 他に何か、ご質問はありますか。  
この改正案は、いつごろ具体的な形になるんですか。

事務局： 9月議会での提案を予定してまして、改正案は8月の上旬くらいには固まるかと思えます。

会長： わかりました。  
それでは、条例の改正についてはここまでとして、次の審議に入ります。第三者からの自己情報開示請求への対応について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 第三者からの自己情報開示請求への対応について）

会長： 前回までの審議で、方向としては、明確な基準という形ではなく、開示できる典型的なケースを例示しておき、例示から漏れた事案については個別の判断をするという方向で、解釈及び運用基準に書いていくということになっています。その具体的な内容として、今回この①から⑥まで、事務局で検討していただいて、これらについて、例示として挙げるか挙げないか、挙げる場合にはどういう形で例示するかということですが、本日はその点を明確にしていく方向で審議を行いたいと思います。

①から⑥のうち、例示として、適当ではないというものがありましたが、その辺りから検討していくということでどうでしょうか。

委員：（承諾）

会長： それでは、まず⑤番、これは例示として適当ではないということですが、これはいかがですか。

県の方にはこういったものはほとんど来ないんですか。県立病院機構で定められているので、直接向こうで取り扱うという状況ですか。

事務局： そうですね。病院機構で独自に対応しているという実態もありますし、病院機構でも、指針で明確に決まっている部分でありますので。

会長： この⑤番に関して、いかがでしょうか。

死者の診療等に関する情報となると、県の関係では、病院機構しかないというわけですよ。

事務局： そうですね。

会長： そうすると、ここは例示から外していくということで、よろしいですかね。

委員： いいと思います。実際、開示請求がないなら入れる意味がないですから。

委員：（承諾）

会 長： では⑤番は外すということで。  
次に⑥番の戦没者の遺留品に関する情報ですが、これも、範囲があまりにも限定的ということなのですが、いかがでしょうか。例示としては適当ではないという結論でよろしいですかね。

委員：（承諾）

会 長： では、これも除外することとします。  
そうすると、最初に戻って、①番の相続財産に関する情報について検討します。これは適当な項目だと事務局でも整理されていますが、これはいかがでしょうか。  
この場合、開示請求をする時には、相続人だという資料を付けて請求するわけですね。

事 務 局： はい。

委 員： これは例示に入れてもらった方がいいですね。

会 長： ①番は入れていいですかね。

委員：（承諾）

会 長： では、一番典型的な例だということで、①番は例示に入れていくこととします。入れるに当たって、表現はどのようにするのがいいでしょうか。

事 務 局： 他県の例を見ますと、相続関係というものが確定しているからこそ、その亡くなった方の財産であっても、遺族の方のものであるといえるという考えが前提にありますので、ここで書かせていただいている難点に関しては触れていないところが多いです。なので、書き方の一例としては、「亡くなった方の財産に関する情報であって、財産の相続を受けた相続人が自己情報として開示請求する場合」といった形が考えられるかと思います。

会 長： 要するに、亡くなった方の財産がその相続人の財産になっている場合に開示請求ができるということが分かる書き方であればいいと。具体的な表現の候補はまだないということですね。

事務局：　そうですね。具体的なものは。

会長：　それでは、①番については適当な例示項目とすることとして、遺産であるということが分かるように、具体的にどう表現するか。それを事務局で検討してもらおうということで、よろしいですか。

委員：（承諾）

会長：　それから②番、これはどうでしょうか。

一応、適当な項目として整理されていますが、これは2種類考えられるということですね。死者から相続した損害賠償請求権の行使、それから、遺族固有の慰謝料請求権などの行使に必要な場合、これについていかがでしょうか。

委員：　例示に入れていただけたらいいと思います。

会長：　これもいいですか。表現の候補はありますか。

事務局：　表現としてあるとすれば、資料の本文で書きましたように、ケースAの方では「死者から相続した損害賠償請求権の行使のために、遺族が関係する情報を請求する場合」といった書き方が考えられますし、ケースBの方では「遺族固有の慰謝料請求権の行使に必要な場合で、死者の死に関する情報が必要である場合」といった書き方が考えられるかと思います。

会長：　では、②番についてはそういう内容で、例示として入れていただくということでもよろしいですか。

委員：（承諾）

会長：　次は③番の死亡した時点で未成年であった自分の子に関する情報です。これについては、死因のみにするか、自分の子あるいは子と同視できる関係にあった者とするか、その辺りが明確になれば、例示として挙げてもいいのではないかということですが、いかがでしょうか。

委員：　死因以外では、どんな問い合わせがありますか。

事務局： 問い合わせは、本県においてはほぼないですね。たまたま、第1回審議の資料で付けさせていただいたとおり、警察の方で解剖結果が対象となったわけですが、親として子の解剖結果を知りたいという気持ちがあるんだということで、一応請求権は認めたという例があります。なので、ここでは死因と書かせていただいたんですけども、もっと他に適当な書き方があれば、その点も含めてご検討いただければと考えております。

このケースの典型的な例が東京都の書き方なんですけれども、東京都もその辺りを細かく制限しているわけではないです。

委員： 未成年に関する情報なら何でも入手できるんですか。

会長： そうすると、死因というような制限を入れていく方がいいのではないかと。それから「自分の子」という点はどうでしょうか。東京都は「自分の子に関する情報」としている。

委員： 基本的には自分の子というようになっていた方が、現場の人も分かりやすいでしょうか。

会長： そうですね。実際の事務を担当している方が、同視できるかできないかを判断するのは難しいですね。

自分の子に限定しておけば、そういった懸念はなくなり、スムーズに事務ができますね。子ではないけれども、開示を認めてもいいんじゃないかという場合は、担当の方がはっきりしていると思っても、一応、総合的に判断をしていくと。その辺りはどうでしょうか。

委員： 死亡していて、しかも未成年だから、広く開示を認めても支障がないものでしょうか。

会長： 同視できる関係となると、今言われた祖父母とか、親子ではないけれど、実際に養育していた人、他には何が考えられるでしょうか。

事務局： 他県でやっている例としては、子以外に、成年被後見人の法定代理人であった方であれば、自分の情報と同視して、請求してもいいという例示をしているところもあります。ただ、成年後見人と成年被後見人という関係になりますと、成年後見人が全く関係のない弁護士の方ということもあるかもしれないですし、そこまで広げるかどうかというところは県によって考え方が

違うところです。

一方で、成年後見人や成年被後見人まで広げると、親族の方で務められている場合が多いかと思しますので、亡くなった方が成年被後見人さえあれば、必ずしも未成年でなくても、悲しいからという理由でその情報をお出しするということが可能になります。

会 長： どちらかといえば広げておいた方がいいんじゃないですか。そんなに狭くすることもないと思います。

委 員： 成年被後見人の死因に関する情報も例示に挙がっていた方が、簡単でいいんじゃないでしょうか。

会 長： 死因に限定しているわけだから、それ以外の未成年の子の情報をそんなに取得できるわけじゃないですね。

例えば、伯父さんとか伯母さんとかが請求してきた時に、認めていいかどうかということが問題になると。

事 務 局： 自分の子と書いたとすれば、伯父さんが甥っ子の死について、何か心を痛めているので死因について知りたいという話になった時には、例示から外れるので、個別に認めてもいいかどうかという検討をすることになります。

会 長： そうすると、広げないでいた方がいいのではないかということになりますね。事務的に判断がスムーズにできるかどうかを考えるわけですから、伯父さんから請求があった場合だと、本当に必要性があるのか、どういう目的なのかとか、審議してからでないと判断し難いですね。

そうすると、自分の子となっていた方が明確ではありませんね。

委 員： 死因に限定するということですがけれども、悲しいから死因を知りたいという事例以外にもいろいろなことが考えられるのではないのでしょうか。

親族が死因の情報で何かしら事を起こすとか、そういった想像をした場合にどう限定していくのが適当なのではないでしょうか。

事 務 局： 死因を出すことに全く問題がないと考えていいかどうかという問題もあると思います。

死因を出してしまうことで、亡くなられた方の名誉が傷つけられるといったことですか、何かその情報が不適切に利用されてしまうことが考え

られるのだとすると、例示に加えるのではなくて、請求がきてから個別に検討するという現行の体制を維持した方がいいのではないかという考え方もあるかと思しますので、ご意見をいただければと思います。

会 長： 親が、自分の亡くなった未成年の子の死因の情報を請求した場合で、何か不当な問題が出てくるようなことがあるのでしょうか。

もし、そういう親からの請求があった時に、親でも死因は教えられないとか教えるのはまずいというものは、何かありますか。

委 員： 古い話で恐縮ですけれども、子どもたちが喧嘩して、一人亡くなってしまって、その親がなぜ死んだのかを知りたがったけれども、少年法で知ることができなかったという話を聞いたことがあります。

例えば、刑事裁判になっている時に、親が知りたいと言っても、教えてもらえないものなんですか。

事 務 局： 結果的に見られないとしても、請求権がないということでシャットアウトしてしまうのか、もしくは、請求権は認めるけれども、それは開示できない情報だということでお教えできない、2つのパターンがあります。

実際に過去に警察の方で、解剖結果を見せてほしいという請求があったケースにおいても、まさに岩井先生がおっしゃったようなことと近いことが起きていまして、たまたま解剖結果が捜査資料になってしまったため、条例の適用から外れてしまい、請求権は認めたけれども、お見せすることはできないですよという判断になってしまったということがあります。

委 員： 加害者が未成年だと、それこそということになってしまいますよね。

いろいろなことが想定されますけれども、やっぱりその状況によって個別に判断するという要素があった方がいいのではないのでしょうか。未成年でしたら特に。

会 長： これは、開示請求は認められる典型例として仮に書いたとしても、捜査機関の方で、捜査の資料になるので駄目だと言われることもあるわけですよ。

事 務 局： 死因を記録している情報というのが、県の機関にどれだけあるかという別の問題もあります。仮に警察が持っている情報を見たいということになりますと、同じようなケースで、仮に請求権が認められたとしても、結果的に

見られないということはあり得ると考えられます。

会 長： 病院が持つ情報であれば、⑤番に該当するものですから、病院機構で対応できますね。捜査機関の持っている資料以外には、あまり考えられないのでしょうか。

事 務 局： 農政部とか建設部で持っている資料の中に、工事に関するものがありまして、今の話とはまた別ではありますが、ある方が、工事をやっている現場の所で転落して亡くなられてしまい、慰謝料請求などに必要だからということで、亡くなられた時の状況を示す資料をお渡しした例があります。死亡した時の状況を知る資料が全くないということではないですが、ケースとしては、少ない方だと考えられます。他にあり得るとすれば、健康福祉部に何か診療情報があるかどうかかと思われれます。

会 長： さっき説明があった事案では、慰謝料請求のためということで、あとは死者から相続した損害賠償であれば、子どもである場合も、親である場合でも、②番の形に該当するので、もしそういう関係にあれば請求できるわけですね。

事 務 局： そのときは、②番の理屈で請求権を認めてお出したということです。  
死因が書いてあるとすると、そういう資料ぐらいしか今のところ想定できないと思います。

会 長： そういう話を聞くと、③番を典型例に上げておく必要性というのは、あまりなくなってくる感じがしますね。

委 員： 自殺でも他殺でもないケース、例えば、川に子どもが落ちたような場合で、警察が捜査したけれども、事件性なしとなって、捜査資料ではなくなった解剖所見・検視結果などを見たいというケースはあり得るでしょうか。

会 長： そのような解剖結果となると、事例としては、非常に狭いでしょうか。

委 員： 乳幼児の突然死とか、川への転落事故とか、そういった感じでしょうか。

会 長： 実際どうなんですか。実務上、そういうケースはたくさんあって、何か決まったものが無いと判断しかねるのでしょうか。

- 事務局： 実務上はやはり、このパターンは少ないというのが実情です。  
このような例示を必要とする機関としては、やはり警察が考えられますが、警察の情報となると事件性を持つこともありますので、おっしゃられたように、事件性がないパターンのみに限って効果を発揮する例示になるのかと考えられます。
- 会長： しかし、21 の都道府県で採用されているので、割と多く採用しているということですね。
- 事務局： 他の県では、死因とは書いていないところの方が多いです。
- 会長： ほとんどがそうですね。
- 事務局： 死因という言葉を使わず、情報を限定していません。あくまで、未成年とかそういう条件で限って、その人の情報全てという形の第三者による請求を認める形になっています。  
他県の書き方ですと、亡くなったお子さんの成績や学校での生活態度ですとか、ある種何でも出てしまう可能性があります。
- 会長： 他の県でやっているのは、何を知りたいというのが、一番多いんでしょうか。学校での成績とか、死因とか、児童福祉施設での生活履歴とかいろいろなものがあると思いますが、死因に限定してしまうと、あまり事務負担の軽減にはならなそうな気がするんですが。特殊な分野についてだけ、これならいいとしてしまうと、逆に死因以外については、非常に難しくなる感じもあります。  
そういうことを考えると、むしろ③番は例示に入れず、個別に相当性を判断した方がいいのかなと思いますが、どうでしょうか。
- 委員： ①、②番は非常に目的が明快ですね。③番に関しては、情報の必要性ですとか、いろいろなことが想定されると考えたときに、やはり個別に審議をした方がいいのではと思います。これはもう少し、慎重でいいと思います。
- 会長： そんな方向でいいですかね。

事務局： 私どもの方でも、他県でなぜこれを入れているのか、あるいは、具体的にどんな請求があるのかということについて状況が把握できていませんので、次回までに、調査させていただきたいと思います。

会長： では、③番については例示に入れない方向ではあるけれども、確定ではなくて、いろいろ調査した上で、問題点があれば再検討するということとします。

次に④番、死者の労働環境に関する情報。これはいかがでしょうか。

②番と類似しているけれども、労災認定がされていない段階で、死によって権利が発生したとはいえないということですが。

委員： 過去の対応はどうだったんですか。

事務局： 請求権を認めただけで、実際に開示まで行っています。

会長： これは、資料にもありますが、②番の例示の書き方によってはそこに入る可能性もありますね。

事務局： そうですね。②番の方は、相続した、あるいは新たに発生した権利という書き方をしていますが、権利ではないが、死者の死に起因して遺族が情報を必要とする合理的な理由があるケースとか、何かしら、含める書き方が考えられるのではないかという趣旨で、このように整理したところです。

会長： ②番について、このAのケースは、死者が既に権利をもっていることが明らかで、死亡したので相続人に移転したということですね。一方Bの方は、死亡する前に権利があったわけではなくて、死亡した時点で発生するものだと。そうすると、④番についても、労災が発生した時点で本人が損害賠償請求権を取得するというようにも考えられますよね。既に持っているわけではないけれども、その時点で損害賠償請求権を自分で取得し、それを遺族が相続するという構成もできるので、②番の特殊な場合としてみなせるでしょうか。

委員： 一応法的には、労災は事業者側に過失が要らないので、必ずしも損害賠償請求権じゃない時もあるんですよね。安全管理義務違反がなくても労災になるとか。

会 長： 損害賠償請求権じゃなくても、請求権そのものが②番のように死亡に起因して発生した権利とは言えますよね。

委 員： 例示のところで「不法行為による損害賠償請求権」という東京都のような限定はしないで、これを「死に起因した権利義務に関する情報」といった形にすると労災も読み込めるので、別個には要らないですよ。東京都はなぜ不法行為による請求権で限定しているのでしょうか。

会 長： 実際には、担当している方が、これは②番に含まれると迷わず判断できるかどうかですね。

委 員： そうですね。「死者から相続した損害賠償請求行使の場合」と「遺族慰謝料請求の行使の場合」と書かれていると、担当者には親切かもしれないですよ。

会 長： これだけだと、死者が既に持っている権利を相続した場合に限定すると解釈しそうですよね。死者が生前から保有していた権利、あるいは死亡に起因して取得した権利を相続したと書けば、両方読めますかね。  
②番の方にこれを含んだとして、これは開示を認めてまずいいことはないですよ。

事 務 局： そうですね。それに、②の方で読める書き方ができるとすれば、個別に独立した項目として出しておく意味はないと思われます。

会 長： ②番に含まれそうですよね。労災の場合、「死者の死に起因して相続した損害賠償請求権」というと、織先生が言われたように、不法行為の安全配慮義務違反がある場合などに限られてくるけれど、そうではない場合の、いわゆる社会福祉的な補償請求権も権利であることには変わらないわけで、そういうことも含める形であれば、②番に含めていいと思いますが、そういう方向でいかがでしょうか。

委員：（承諾）

会 長： これで、項目の検討は一通り終わりましたので、一部確定ではないですけども、審議した方向で事務局にある程度具体的な形を検討していただき、次回に決めていく方向でよろしくお願ひします。先ほどの③番について

ては、もう一度よく、他県でどんな事例があるのか等を検討していただく  
ということをお願いします。

以上で、本日の審議案件は終了しました。続いて議事の「その他」です  
が、事務局から報告事項はありますか。

事務局：平成26年度の個人情報保護制度の運用状況を、情報公開・法務課でまと  
めて県報掲載しましたので、それについて、ご報告させていただきます。

事務局：（説明 平成26年度個人情報保護制度運用状況）

会長：ただいま報告があった事項について、委員の皆さんから御質問、御意見  
等がありますか。

説明にあった特殊な事例とは、どのようなものだったんですか。

事務局：特定の個人の情報でもありますので、あくまで概要になってしまいま  
すが、県の機関とすれ違いがある中で、自分が県に対してこういうことを言っ  
た、こういう資料を持っていったというものを、ちゃんと県が記録して持っ  
ているか確認したいというような趣旨から、「全部出してほしい。」という  
ような請求をされた結果、これだけの文書数になってしまったということ  
でございます。

会長：わかりました。他にはよろしいですかね。

次に、前回の会議録についての審議を行います。事前に、第37回審議会  
の会議録を事務局から送付してありますが、記載内容については、何か御  
意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会長：それでは、第37回審議会の会議録は、この内容で確定します。  
続きまして、次回の審議会の日程調整をします。

（日程調整）

会長：それでは、次回の審議会は11月2日（月）午後から、県庁会議室でとい  
うことにします。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了します。